

# 公益法人制度改革三法で規定している計算書類

公益法人認定法に基づく 計算書類		移行法人(※)が作成しなければならぬ計算書類	
収支予算書、 財産目録、 その他内閣 府令で定め る書類	損益計算書・ 貸借対照表及 び附属明細書  <small>※区分経理、公益 目的事業財産の表 示等、一般社団・ 財団法人法に基づ く計算書類と同一 ではない</small>	損益計算書・ 貸借対照表及 び附属明細書	公益目的財産 額及びその計 算を記載した 書類、財産目 録、その他内 閣府令で定め る書類 <small>※移行認可の申 請時のみ</small>
<b>一般社団・財団法人法に基づく 計算書類</b> (損益計算書・貸借対照表 及び附属明細書)			

〔※移行法人とは、現行の公益法人から一般社団・財団法人へ移行した法人であって、公益目的支出計画の実施が完了していないものをいう。〕